毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 元屋印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

目

次

令 和 六 年

)

五 六 七 号

+ 月 十 日

日

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

火 曜

次のとおりとする。

省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、

大分県告示第五百五十三号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

令和六年十二月十日

建築基準法による道路位置の指定(二件)…………………………………………四

示

保安林予定森林の所在場所

大分県知事

佐

藤

樹

郎

六番、二三四六番二(次の図に示す部分に限る。)、字檪峠二三五八番 佐伯市宇目大字南田原字井田渕二三四四番八、二三四四番一九、二三四六番一、 三三五

水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

次のとおり農林水

主伐に係る伐採種は、 定めない。

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、

大分県告示第五百五十二号

〇 告

示

製菓衛生師試験の実施…………

: <u>T</u>.

告

- 2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

大分県知事

佐

藤

樹

郎

中津市山国町槻木字広渡下二七一一番二

 \equiv

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

土砂の流出の防備

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第五百五十四号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和六年十二月十日

令和六年十二月十日

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

字広渡下二七一一番二(次の図に示す部分に限る。)

大分県報 (告示)

三 南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 (--)水源の涵養 指定施業要件 3 佐伯市本匠大字山部字椎ノ木河内二八六番 保安林予定森林の所在場所 2 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 立木の伐採の限度 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、 主伐に係る伐採種は、定めない 次のとおりとする。 大分県知事 佐 藤 樹 郎 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 大分県告示第五百五十六号 南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 (___) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 水源の涵養 指定施業要件 玖珠郡玖珠町大字森字丸桶四五九三番 保安林予定森林の所在場所 令和六年十二月十日 (「次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 大分県知事 佐 藤 次のとおり農林水 樹 \equiv 郎

大分県告示第五百五十五号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

令和六年十二月十日

大分県知事 佐

藤 樹

郎

保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字因尾字屋敷ノ前一三一〇番、字屋敷ノ上一三一二番、 字屋形渡リ一三一

四番、字屋敷ノ後一三一六番

水源の涵養

三 指定施業要件

 (\longrightarrow) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐

藤

樹

郎

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

大分県告示第五百五十七号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

保安林予定森林の所在場所 日田市大字小山字ハジカミノヲ一六四六番一、字古手道一六五一番、 一六五二番、 一六

三 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 三 大分県告示第五百五十八号 (--)森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。 五八番一、 (--)水源の涵養 水源の涵養 指定施業要件 指定施業要件 3 2 佐伯市蒲江大字葛原浦字大内谷四八七番二、四八七番八五 保安林予定森林の所在場所 令和六年十二月十日 3 2 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度 「次のとおり」は、 次のとおりとする。 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、 主伐に係る伐採種は、定めない。 主伐に係る伐採種は、定めない 一六五八番二 省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 次のとおりとする。 大分県知事 佐 藤 樹 郎 三 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 大分県告示第五百六十号 大分県告示第五百五十九号 南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 水源の涵養 水源の涵養 臼杵市 指定施業要件 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 2 佐伯市蒲江大字畑野浦字真浦三一二〇番一〇 保安林予定森林の所在場所 令和六年十二月十日 3 令和六年十二月十日 立木の伐採の限度 立木の伐採の方法 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 「次のとおり」は、 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐に係る森林は、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 (国有林。 次の図に示す部分に限る。) 省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 次のとおりとする。 大分県知事 大分県知事 佐 佐 藤 藤 次のとおり農林水 次のとおり農林水 樹 樹 郎 郎

大分県報 (告示)

 \equiv

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

- 2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

 (\Box) 次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第五百六十一号

ように道路の位置を指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 次の

令和六年十二月十日

大分県知事 佐

樹

郎

藤

号 別第六—二	指定番号
口四六七二番一速見郡日出町大字川崎字田ノ	指定位置
令六・一一・二六	指定年月日
六メ ・ l ・ ト ○ ル	道路の幅員
二 二 ・ ・ ト 五 ル	道路の延長

大分県告示第五百六十二号

ように道路の位置を指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 次の

令和六年十二月十日

大分県知事 佐

樹 郎

別第六—三 指定番号 速見郡日出町大字川崎字田ノ 口四六七二番一四 指 定 位 置 令六・一一・二六 指定年月日 道路の幅員 五メ・10トル 一八・六五 道路の延長

公公

告

製菓衛生師法 (昭和四十一年法律第百十五号。 以 下 「法」という。)第四条の規定によ

製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

ŋ

令和六年十二月十日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

試験日時

令和七年三月七日(金曜日)午前九時から正午まで

試験場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階大会議室

ただし、受験者数によって会場を変更する場合がある。

受験資格

次のいずれかに該当する者

の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(法附則第三項

して必要な知識及び技能を修得したもの

であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師と

学校教育法第五十七条に規定する者であって、二年以上菓子製造業に従事したもの

3 第五十七条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が三年を超え 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者(学校教育法

試験科目

ているもの

1 衛生法規

2 公衆衛生学

食品衛生学

3

食品学

栄養学

6 製菓理論及び実技

五. 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号)の規定による菓子製造技能士で、

試験科目の免除を願い出るものについては、 試験科目のうち製菓理論及び実技を免除す

六

問題数及び出題形式

四肢択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

受付期間

土曜日を除く。)。 令和七年一月十四日 (火曜日)から同月三十一日(金曜日)までとする(日曜日及び

場合は、令和七年一月三十一日の消印のあるものまで受け付ける。)。また、受験願書 の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。 は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで書留郵便で送付すること(郵送での申込みの なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、県保健所、保健部又

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 出すること。 大分市内にあっては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提

大分市外にあっては、 住所地を管轄する保健所又は保健部に提

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課(大分市大手町三丁目 番

出すること。

号 郵便番号八七〇一八五〇一)に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書 (製菓衛生師法施行細則 (昭和四十二年大分県規則第六十三号) 第一号様

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

受験資格1に該当する者

要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必

受験資格2に該当する者

一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類(製菓衛生師法施行細則

第二号様式

受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類 (製菓衛生師法施行細則

第二号様式

3

職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出るもの

技能検定に合格したことを証する書類 (出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの(縦四センチメート

部分に貼付すること。)一枚 ル・横三センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、 受験願書上の空白

5 製菓衛生師試験通知書用はがき (受験票) 所及び氏名を記入すること。) (郵便はがきの表に受験者の郵便番号、 住

記入し、百十円切手を貼付すること。) 試験結果通知用封筒(定形規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、 住所及び氏名を

+ 受験手数料

替証書で納入すること。なお、一旦納入した手数料は、返還しない。) 九千四百円 (願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留又は普通為

十一 その他

1 試験日前までに、受験資格があると認めた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生 師試験通知書(受験票)を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 に行うこと。 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課

衛生課へ請求すること。 用定形封筒を同封 なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、 (百十円切手を貼付すること。)の上、 大分県生活環境部食品・生活 住所及び氏名を記入した返信

また、電子メールでの問合せは、al3910@prefoitalg.jpに行うこと。

3 受験に関する注意事項及び連絡事項については、大分県生活環境部食品・生活衛生課 を行う。 のホームページ(https://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/seika.html)等において周知

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、 次の開発区域の

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

開発区域に含まれる地域の名称

大分県報 (公告)

大分県報 (公告)

六